

情報セキュリティの重要性について

情報通信機器を活用する在宅ワークは、個人情報（注1）を漏らすことによるプライバシーの侵害や、ハイテク犯罪（注2）とも隣合わせにあることを忘れてはいけません。

（注1）氏名、住所、生年月日など特定の個人を識別することができるものや、他の情報と容易に照合でき
てそれにより個人の識別が可能になる情報

（注2）ウイルス、不正プログラム、不正アクセス、ネットワーク利用犯罪

個人情報を取り扱う際の注意点

- 個人情報保護法では、5,000人分を超える個人情報をデータベース化して事業活動に利用している事業者は、データベースなどを構成する個人情報を漏らしたり、滅失（誤廃棄など）したり、き損（改ざんなど）したりすることがないように、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが義務付けられています。また、原則として本人の同意なしに第三者に提供してはならないと定められています。
- データベースなどを構成する個人情報の取扱いを在宅ワーカーに委託する発注者は、委託した個人情報の安全管理がきちんとされるよう、在宅ワーカーに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています。在宅ワーカーは、発注者と契約した内容に従って、受託した個人情報を取り扱わなければいけません。
- 受託業務の内容によっては、個人情報を取り扱う在宅ワーカーにも、個人情報の安全管理について発注者と同等の取り組みが法律によって義務付けられる場合があります。
- 個人情報を取り扱う業務を受託する場合は、契約時に、発注者と十分協議し、どのような安全管理が必要かを明らかにしましょう。
個人情報保護法について、詳しくは、個人情報の保護ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>) をご覧ください。

加害者にならないために

- 業務上必要のない個人情報の閲覧・出力をしない
- 第三者からの個人情報の照会には応じない
- ウイルス対策ソフトやセキュリティ対策ソフトを導入する
- 他人に想像されやすいパスワードは使わない、パスワードは頻繁に変更する

被害者にならないために

- 自分の個人情報を事業者に提供する際は、その事業者の個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）などを参照する
- 個人を特定できる情報をネット掲示板などで不特定多数の人に提供しない
- 正体不明のサイトや暗号化通信ができないサイトに個人情報を提供しない

参考 発注者が在宅ワーカーに情報管理体制として求める対応

